

鎌倉市議会

11月臨時会議案集

(その1)

令和3年(2021年)

目 次

議案第 36 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に関する内容の一部訂正に係る専決処分の承認について ……	5
議案第 37 号	鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……	7
議案第 38 号	鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……	9
議案第 39 号	令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 8 号） ……	11
報告第 12 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について ……	15
報告第 13 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について ……	16
報告第 14 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について ……	17



「参考」

議案第 4 号

道路管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和3年(2021年)2月15日、鎌倉市鎌倉山一丁目28番先で発生
した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定め
る。

令和3年(2021年)5月25日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 1,939,080円

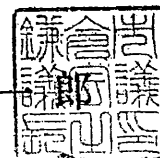
2 損害賠償の相手方



5月25日 本会議原案可決

鎌倉市議会議長

中村 聡



議案第 37 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 3 年（2021年）11月25日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

職員の期末手当の支給割合を引き下げること踏まえ、市長等の
期末手当の支給割合の引下げを行うものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(常勤特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例(昭和32年4月条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{180}{100}$ 」を「 $\frac{165}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{165}{100}$ 」を「 $\frac{172.5}{100}$ 」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 38 号

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年）11月 25日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

人事院勧告を踏まえ、職員の期末手当支給割合の引下げを行うも
のである。

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「 $\frac{127.5}{100}$ 」を「 $\frac{112.5}{100}$ 」に、「 $\frac{107.5}{100}$ 」を「 $\frac{92.5}{100}$ 」に改め、同条第3項中「 $\frac{127.5}{100}$ 」を「 $\frac{112.5}{100}$ 」に、「 $\frac{72.5}{100}$ 」を「 $\frac{62.5}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「 $\frac{112.5}{100}$ 」を「 $\frac{120}{100}$ 」に、「 $\frac{92.5}{100}$ 」を「 $\frac{100}{100}$ 」に改め、同条第3項中「 $\frac{112.5}{100}$ 」を「 $\frac{120}{100}$ 」に、「 $\frac{62.5}{100}$ 」を「 $\frac{67.5}{100}$ 」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成17年7月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{127.5}{100}$ 」を「 $\frac{112.5}{100}$ 」に、「 $\frac{167.5}{100}$ 」を「 $\frac{157.5}{100}$ 」に改める。

第4条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{112.5}{100}$ 」を「 $\frac{120}{100}$ 」に、「 $\frac{157.5}{100}$ 」を「 $\frac{162.5}{100}$ 」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 39 号

令和 3 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 8 号）

令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 594,389 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62,843,436 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 3 年（2021 年）11 月 25 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	8,335,308	510,084	8,845,392
	10 国庫補助金	1,330,993	510,084	1,841,077
80	繰越金	705,740	84,305	790,045
	5 繰越金	705,740	84,305	790,045
	歳入合計	62,249,047	594,389	62,843,436

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
20	衛生費	5,924,268	594,389	6,518,657
	5 保健衛生費	1,954,115	594,389	2,548,504
	歳 出 合 計	62,249,047	594,389	62,843,436

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
20 衛生費	05 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	千円 590,392

報告第 12 号



交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和3年(2021年)7月1日、藤沢市鵜沼石上二丁目7番1号神奈川県藤沢合同庁舎敷地内で発生した、都市整備部道水路調査課業務で稼働中の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年(2021年)11月25日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 397,470円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 令和3年(2021年)11月12日 |

報告第 13 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和3年（2021年）7月27日、鎌倉市由比ガ浜四丁目6番で発生した、環境部ごみ減量対策課用務で稼働中の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年（2021年）11月25日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 11,000円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目9番地1
スターツアメニティー株式会社
ナビパーク事業部
取締役事業部長 高野 峰 雄 |
| 3 | 処分の日 | 令和3年（2021年）11月12日 |

報告第 14 号



道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和 2 年（2020年）11月 4 日、鎌倉市山ノ内の市道上で発生した
道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次の
とおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年（2021年）11月 25日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 117,087円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 令和 3 年（2021年） 9 月 14 日 |